

指定管理者の設置

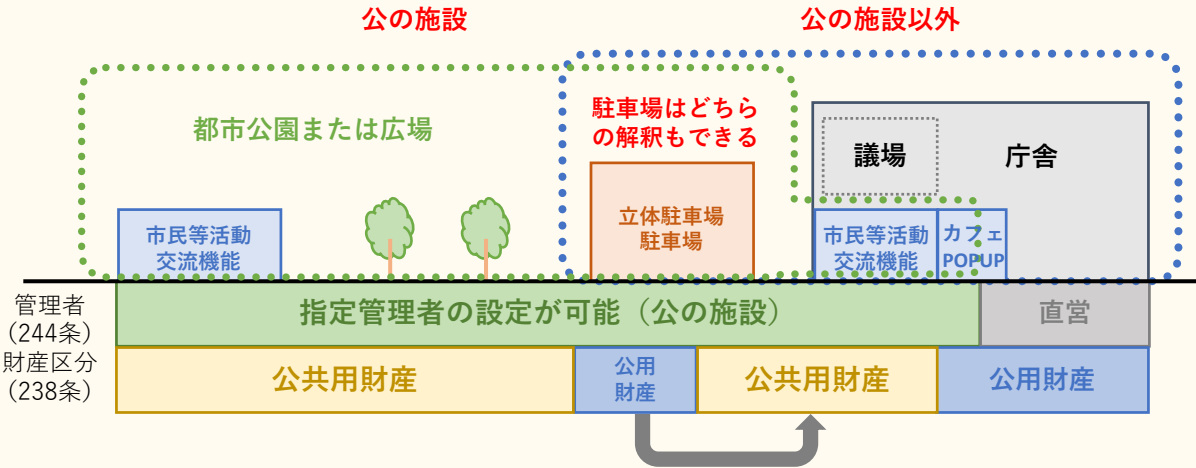
公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を**指定管理者**とし、公の施設の管理を行わせることができる。
(地方自治法第244条の2第3、4項)

公の施設 住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設	
公の施設の主な例	
区 分	代 表 例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等 市民・企業展示ギャラリー
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等 駐車場、広場（公園）
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等 多目的室、多目的ホール、ワークスペース？
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等 キッズプラザ

※ 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

公の施設以外
・ 庁舎
・ カフェ、POP UP SHOP

- ・ 庁舎内の市民等交流機能（公の施設）は、指定管理者を設定する。
（部屋単位で指定は可能）
→ **使用許可、料金徴収等の権限、管理区域及び区分の整理が必要。**
- ・ 駐車場は**公共用財産**として設置可能
- ・ カフェ、POP UP SHOPは、公の施設の**行政目的の効用を高める使用目的に限定して**、「目的外使用」として使用許可を付与できる。
（門真市公有財産規則第19条）



指定管理のあり方の検討

管理手法	A. 一元所管・運営	B. 個別所管・一体運営	C. 個別所管・運営
スキーム図	利用者は指定管理者へ使用許可を申請し、使用料を支払います。指定管理者は、庁舎・広場管理課（仮）を通じて、活動・交流機能（駐車場、ホール、多目的室、カフェ、広場、ギャラリー、キッズプラザ、POP UP SHOP）を運営します。	利用者は指定管理者へ使用許可を申請し、使用料を支払います。指定管理者は、代表所管課を通じて、各担当課（財産活用課、生涯学習課or地域政策課、道路公園課）の機能を一元管理します。	利用者は指定管理者へ使用許可を申請し、使用料を支払います。指定管理者は、民間事業者を通じて、各担当課の機能を個別に運営します。
概要	活動・交流機能や広場、駐車場などを所管する 新たな課（グループ） を設ける。 広場、交流施設条例を制定し、 全ての機能 を「公の施設」として位置づける。	指定管理者への発注は、代表所管課が行うが、それぞれの機能は 各担当課が所管 となる。 広場、交流施設条例を制定し、 全ての機能 を「公の施設」として位置づける。	指定管理者への発注は、代表所管課が行い、それぞれの機能は 各担当課が所管 となる。 駐車場、カフェ等の収益機能は目的外使用にて他の民間事業者に直接貸し付ける。
所管	・ 所管課が一元化されているため責任範囲が明確。 ・ 他の公共施設の所管課との連携は必要。 ・ 所管課の人材確保が課題。	・ 所管課が分かれるため、指定管理者と所管課との調整が煩雑化する。 ・ 他の公共施設と連携はスムーズ。所管課の人材確保の必要がない。	・ 所管課が分かれるため、指定管理者と所管課との調整が煩雑化する。 ・ 他の公共施設と連携はスムーズ。所管課の人材確保の必要がない。
運営	・ 指定管理者が全ての機能を運営するため、 関係者調整や相乗効果を生みやすい 。 ・ 指定管理者の収益機能（駐車場、カフェ、SHOP等）が担保されるため、 管理の合理性が高まり、管理・募集等にかかる支出が軽減される可能性が高い 。	・ 指定管理者が全ての機能を運営するため、 関係者調整や相乗効果を生みやすいが、所管との調整の時間や手間等が生じる可能性がある 。 ・ 指定管理者の収益機能（駐車場、カフェ、SHOP等）が担保されるため、 管理の合理性が高まり、管理・募集等にかかる支出が軽減される可能性が高い 。	・ 駐車場、カフェ等の事業者と指定管理者の運営が分かれるため、 関係者調整や相乗効果を生みにくい 。 ・ 指定管理者の収益機能が乏しいため、指定管理料が 軽減されない 。

指定管理料と事業収入（利用料金収入、自主事業等）との収支とのバランスが取れた指定管理方式を検証。

収受代行制	利用料金制（併用型）	インセンティブ型
- 施設使用料等は市へ納入 - 安定した施設運営可能 - 収入や利用者が増えても指定管理者の利益につながらない	指定管理料も設けつつ、事業収入も指定管理者収入となる 収入や利用者が増えると指定管理者の利益が増え、インセンティブにつながる	指定管理料に加え、事業収入の一部が管理者及び市に還元される
パターンC	パターンA・B	パターンA・B

この他に、独立採算型（支出を事業収入（施設使用料等）ですべて賄う ex. 駐車場、駐輪場等）もあるが、本事業には適さない。

他の公共施設（生涯学習施設、ルミエール、弁天池公園等）の指定管理料の支払いと合わせるかどうか